

# 国土利用計画法に基づく届け出について

国土利用計画法に基づく届出について

■ 忘れないでください 土地取引後の届出

一定面積以上の土地売買等の契約を締結したときは、国土利用計画法により知事に届け出なければならないことになっています。

## 1 届出の必要な土地取引

### (1) 面積要件

市街化区域	2,000平方メートル以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000平方メートル以上
都市計画区域以外の区域	10,000平方メートル以上

(2) 取引の種類 ・売買・共有持分の譲渡 ・交換・地上権、賃借権の設定・譲渡(一時金を伴うもの) ・営業譲渡・予約完結権・買戻権等の譲渡 ・譲渡担保・これらの取引の予約 ・代物弁済 \* 工作物等の届出：土地の取引と一緒に、土地に存する立木や建物等の工作物も取り引きした場合には工作物等の届け出も必要です。 ◎ 一団の土地取引 個々の取り引きの面積は小さくても、合計すると一定面積以上となるような土地の取り引きについては、届出が必要です。(複数の人から1人が土地を買う場合や、1人の人が土地を計画的に買い足す場合等が該当します。)

い	ろ
は	に

(例) 売る人(土地) 買う人 甲さん…い 600m<sup>2</sup> 乙さん…ろ 600m<sup>2</sup> Aさん 丙さん…は 600m<sup>2</sup> (1人) 丁さん…に 600m<sup>2</sup> 市街化区域内の場合、Aさんが、甲さん達4人から買う面積の合計が 2,000m<sup>2</sup> 以上のときは、届出が必要です!!

(例の場合は、合計 2,400m<sup>2</sup> ですので一定面積以上となるため、届出が必要です。)

☆詳細は、県及びむらづくり観光課までお問い合わせください。

## 2 届出の方法

権利取得者（売買の場合は買主）は、下記の書類を土地の所在する市町村役場へ届け出てください。（1）土地売買等届出書(正・副合わせて3部)      (2) 添付書類(2部)      ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図      ・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の地図(明細地図、都市計画図等)      ・土地の形状を明らかにした図面(公図、実測図等)      ・土地売買の契約書の写し      ・代理人が届出の手続きを行う場合は委任状

## 3 提出先

届出の土地の所在する片品村役場・国土利用計画法担当(むらづくり観光課)に提出してください。

## 4 提出期限

契約(予約を含む)を結んだ日から起算して2週間以内。2週間目が日曜日・祝日の場合は、その翌日まで。土曜日の場合は、その翌々日の月曜日まで。

## 5 届出の取り扱いについて

取引価格について指導、勧告等することはありません。しかし、土地の利用目的については審査を行い、その利用目的が不適切な場合には、届け出してから3週間以内に利用目的の変更を勧告することがあります。また、助言することもあります。

## 6 罰則等

土地取引の後に届出をしなかったり偽りの届出をすると、懲役又は罰金に処せられることがあります。

お問い合わせ … むらづくり観光課 電話：0278-58-2112(直通)